

いわき市農業委員会第13回総会議事録

1 開催日時

令和元年5月21日(火) 14時00分から16時15分

2 開催場所

いわき市文化センター 1階 大講義室

3 出席者(35人)

(1) 農業委員(24人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局(11人)

太清光	事務局長
鈴木一徳	次長
早水孝太郎	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	農地審査係長
野木隆司	農政振興係長
勝沼靖	農政振興係 主査
金成聡司	農地調査係 主査
府川将人	農地審査係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任
石島大輔	農地審査係 事務主任
稲葉俊祐	農地審査係 主事

4 欠席者(0人)

5 会議の概要

事務局 (鈴木次長)	本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第13回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。 はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。 ○ 第13回総会議案書 ○ 許可申請に係る意見及び決定理由書 ○ 現地調査位置図 ○ 【資料1】平成30年度業務報告書（案） ○ 【資料2】第4期中期計画における令和元年度の新規加入目標と加入推進の取組について ○ 【資料3】令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案） ○ 【資料4】平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 ○ 【資料5】農業者年金現況届の提出について ○ 【資料6】令和2年度農業施策の要望事項に関する検討について ○ 【資料7】耕作放棄地対策等の取組について ○ 【資料8】農地利用意向調査の未回答者に対する農地利用最適化推進委員による戸別訪問の実施について ○ 【資料9】令和元年田畑売買価格等に関する調査について ○ チューブファイル（総会資料綴り込み用） 以上、13点です。 なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。 続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を、議席番号13番 鈴木 理 委員よりお願い致します。
13番 鈴木理委員	私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。 －憲章唱和－
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。議事に先立ちまして、草野庄一 会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第 13 回総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、皆様には農繁期またこの雨の中、ご参集いただき感謝申し上げます。

5 月 8 日に農地利用最適化推進委員の全体会議に同席させていただきました。農地利用意向調査の未回答に対する個別訪問の実施についての協議ということで、地区別に協議がなされました。先ほど早水係長に聞いたら、順調に協議が進められたということであります。

また、今まで農林水産部に事務局が置かれ実務がされていました「いわき市耕作放棄地対策協議会」が農業委員会に移管されました。

本日の審議にもあります年金加入の推進については、13 日に県の農業会議で開催されました年金協議会でも協議されました。本県の本年度の新規加入者目標数は 110 人とされており、いわき市では 3 人、JA 福島さくらは 20 人の目標を立てております。また、全国の会長会議の席上、成功事例発表等がなされました。優秀 10 傑に入っているのは北海道が多く、例を挙げますと、JA とスクラムを組んで、情報を共有して進めるというのが成功につながっているとのことでした。JA だと共済アドバイザー（LA）という職がありますが、そういった方との情報共有が実績を上げていくためには必要なのかなと、実感しました。

さて、本日の総会は、定例となります「農地法に係る許可申請等」についてのほか、「平成 30 年度業務報告の認定」について、また、今年度の農業委員会活動の指標とするための「令和元年度農業者年金加入推進活動計画（案）」、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、ご審議いただきますとともに、「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の報告を受けることになっております。また、その他といたしまして、いくつかの事項の説明を受けることになりますことから、慎重且つ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、会長が議長となり、進めさせていただきます。

会長、よろしくお願い致します。

議 長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席でございますが、欠席ございません。

現在、委員24名中、24名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第13回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号2番 坂本 和徳 委員

5番 藁谷 昭夫 委員

以上2名をお願い致します。

また、書記は事務局をお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(鈴木次長)

ー総会議案書2ページにより会務報告ー

議 長
(草野会長)

ありがとうございました。

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

第13回総会の案件について、取下げ、訂正、追案等はございません。

私からの説明は以上です。

議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第1号、平成30年度業務報告の認定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の3ページをお開き願います。 －議案第1号を朗読－ －資料1 平成30年度業務報告書（案）を説明－
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第1号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。
議 長 (草野会長)	ご質問等無いようでございますので、お諮り致します。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第1号、平成30年度業務報告の認定については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第2号、令和元年度農業者年金加入推進活動計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の4ページをお開き願います。 －議案第2号を朗読－ －資料2 第4期中期計画における令和元年度の新規加入目標と加入推進の取組についてを説明－
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第2号について、説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ござい

議 長
(草野会長)

ませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第２号、令和元年度農業者年金加入推進活動計画(案)については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第３号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長、
早水係長、
草野係長)

議案書の５ページをお開き願います。

－議案第３号を朗読－

－資料３ 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
を説明－

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第３号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。

議案第３号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第３号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第４号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の６ページをお開き願います。

－議案第４号を朗読、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(石島主任)

議案説明書２ページをお開き願います。

それでは、議案第４号、農地法第３条第１項の規定による許可申請についてご説明致します。

議案説明書３ページをお開き願います。

事務局 (石島主任)	また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 番号 1 番、申請地小名浜外 1 筆、地目は全て畑、面積は 4,932 m²でございます。 権利異動事由は売買による所有権の移転でございます。 外 2 件、3 番までは売買による所有権の移転でございます。 今月の 3 条申請面積は、田 815 m²、畑 5,287 m²、合計 6,102 m²です。 番号 1 番から 3 番までについては、3 条許可ができない場合を示した農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 4 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
21番 和田委員	議席番号 21 番の和田正人です。 事案 1 番から 3 番につきまして、現地を調査致しましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 4 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 4 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 5 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 7 ページをお開き願います。 －議案第 5 号を朗読、審議事項を説明－

事務局
(草野係長)

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(府川主査)

議案説明書 4 ページをお開き願います。

議案第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
ご説明致します。

議案説明書 5 ページをお開き願います。

配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号 1 番、申請地は小川町、登記地目は畑、面積は335㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請人は会社員であり身内でも農作業をする者がおらず、また、他に農作業をする者もみつからず、長年、不耕作地となっていました。草刈り等は行ってきましたが、このまま放置した場合、原野化して周囲に迷惑をかけることから、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

以上、1 件、面積は、田 0 ㎡、畑335㎡、合計335㎡です。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第 5 号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

22番
木田委員

議席番号22番の木田テイ子です。

番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。

議案第 5 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 5 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 8 ページをお開き願います。 －議案第 6 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書 6 ページをお開き願います。 議案第 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、申請地は平、登記地目は田、転用面積は229㎡、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は駐車場です。 事業実施の確実性につきましては、申請農地は、周囲の開発が進んだことにより、1 筆だけ分断され、かつ、形も悪く生産性の低い農地となっていました。譲受人は、申請農地の近隣にあるさくら調剤薬局の代表取締役であります。が、薬局を運営するにあたり、客の駐車場が不足しており、近隣にも迷惑をかけてしまうことから、駐車場を作りたいと考えていました。そこで、申請農地を駐車場にしたいという案件であり、事業実施は確実です。 番号 2 番、申請地は平外 2 筆、登記地目は畑、転用面積は2,728㎡、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は駐車場です。 事業実施の確実性につきましては、譲受人は、有料老人ホームを経営していますが、施設を設置する際、稼働率60%を想定して駐車場を設けました。しかし、東日本大震災以降、需要が増加し、現在はほぼ満室となっており、それに伴い駐車場も不足しています。半径300mを候補地として探しましたが、他に条件に該当する土地がなく、譲渡人の同意も得られたことから、当該農地を駐車場としたいという案件であり、事業実施は確実です。 番号 3 番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は499㎡、権利の移動事由は贈与による所有権の移転、転用目的は分家住宅敷地です。 事業実施の確実性につきましては、譲受人は、平沼ノ内地内に住んでいますが、現在の住居が手狭になり、また、譲渡人である祖母の面倒を見るため、祖母宅に近い申請地に住宅を建築したいという

事務局
(府川主査)

案件であり事業実施は確実です。

番号4番、申請地は、山田町、登記地目は畑、転用面積は392㎡、権利の移転事由は使用貸借権の設定、転用目的は、自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、被設定人は、現在家族4人で借家住まいをしておりますが、子供の成長とともに現在の住宅が手狭になってきたこともあり、自己住宅を計画致しました。本家の隣接地に自己住宅を建築し、高齢となった譲渡人である父の生活支援を含め援農を行う案件であることから事業実施は確実です。

番号5番、申請地は、錦町、登記地目は田、転用面積は1,010㎡、権利の移動事由は賃借による地上権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は平成13年に相続で申請地を取得しましたが、仕事の関係で耕作することが出来ず、保全管理を行っておりました。

自身も高齢となったことで、保全管理することも難しく、将来耕作する後継者もいないことから、土地の環境維持管理と有効活用を図るため、被設定人と地上権契約を結び、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号6番、申請地は勿来町、登記地目は畑、転用面積は2,285㎡、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人はいわき市内で建設業を営んでおりますが、現在確保している資材置場では、保管スペースが確保出来ない状態であり、新たな資材置場を設置するために転用する案件であることから事業実施は確実です。

番号7番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は748㎡、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は家業の関係で耕作することが出来ず、保全管理のみを行っておりました。後継者も農業に手が回らないことから、土地の有効活用を図るため、申請人へ所有権を移転し、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号8番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は490㎡、権利の移転事由は贈与による所有権の移転、転用目的は分家住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は、小名浜地区内に住んでいますが、現在の住居が手狭になり、また、実家の農業を手伝

事務局 (府川主査)	うため、実家に近い申請地に住宅を建築したいという案件であり事業実施は確実です。 番号9番、申請地は小川町外2筆、登記地目は田、転用面積は520㎡、権利の移転事由は売買による所有権の移転、転用目的は一般住宅敷地です。 事業実施の確実性につきましては、譲受人は、福島第一原子力発電所の事故により、双葉郡から避難してきており、現在、平地区内のアパートに住んでいます。諸般の事情を考えると、故郷には戻れないと考えており、心身ともに安定した生活基盤を確保したいと考え、申請地に住宅を建築したいという案件であり事業実施は確実です。 番号10番、申請地は三和町、登記地目は田、転用面積は2,633㎡、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）用地です。 事業実施の確実性につきましては、申請人は地域から認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）の設置要望を受けておりましたが、同施設の設置にはいわき市の公募による選考手続きを経なければならず、この度、当該施設の整備事業予定者に選定され、施設を設置するため転用する案件であり、事業実施は確実です。 なお、番号11番、及び12番につきましては、携帯電話基地局工事に伴う作業用地及び仮設用地としての一時転用案件であるため、詳細の説明は省略させていただきます。 以上、12件、面積は、田4,392.00㎡、畑7,593.53㎡、合計11,985.53㎡です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
23番 小泉委員	議席番号23番の小泉昌男です。 番号1番から10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて事務局、お願いします。
事務局 (府川主査)	番号11番につきましては、携帯電話基地局工事に伴う仮設トイレ、作業用地での一時転用、番号12番につきましては、KDDI株式会

事務局 (府川主査)	社無線基地局建設に伴う仮設用地での一時転用であり、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の9ページをお開き願います。 －議案第7号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書9ページをお開き願います。 農用地利用集積計画の内容について説明致します。 次のページをお開き願います。 第2号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により、買取、一時保有する事案でございます。 実施地区は、平。 買い手1名、売り手1名、対象筆数、田1筆、面積、1,382㎡となっております。 第3号は公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。 実施地区は平。 借り手1名、貸し手11名、対象筆数、田70筆、畑7筆、面積、田66,225㎡、畑3,190㎡となっております。 第4号は新たに利用権(賃貸借)を設定する事案でございます。 実施地区は平、四倉。 借り手4名、貸し手5名、対象筆数、田26筆、面積25,674㎡とな

事務局
(西山主任)

っております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第2号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年5月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平、現況地目は田、面積1,382㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第3号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年5月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平外2筆、現況地目は田、面積2,330㎡、外10件、詳細につきましては、記載のとおりです。

議案説明書18ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第4号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年5月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平外3筆、現況地目は田、面積3,598㎡、外4件、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第2号から第4号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え

事務局 (西山主任)	えます。 農用地利用集積計画については、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 7 号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第 7 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 7 号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 8 号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の10ページをお開き願います。 －議案第 8 号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書21ページをお開き願います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたため、お諮りするものです。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在は平外 2 筆、現況地目は田、面積2,330㎡、外 7 件、詳細につきましては、記載のとおりです。 なお、農用地利用配分計画(案)は先ほど可決した、議案第 7 号、いわき市農用地利用集積計画について、に基づいて作成されたものです。 また、借り手は農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。 農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第 4 項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

事務局
(西山主任)

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第 8 号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。議案第 8 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第 8 号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。

次に、報告第 1 号、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長、
早水係長、
草野係長)

－報告第 1 号を朗読－

－資料 4 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価についてを説明－

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、報告第 1 号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますので、事務局説明のとおり、ご承知願います。

議 長
(草野会長)

次に、報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の12ページをお開き願います。

－報告第 2 号を朗読、専決事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局 (稲葉主事)	議案説明書の23ページをお開き願います。 農地法第3条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は平、登記地目は田及び畑、面積は田6,356㎡、畑247㎡、権利を取得した日は平成30年3月11日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は平成31年3月28日でございます。外17件ございました。 議案説明書27ページをお開き願います。 権利取得面積は田32,816.97㎡、畑43,444.46㎡、合計76,261.43㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の13ページをお開き願います。 －報告第3号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の28ページをお開き願います。 農地法第4条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は小名浜、登記地目は田、面積は992㎡、転用目的は共同住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種中高層住居専用地域、工事着工年月日は平成31年4月20日、受理年月日は平成31年4月5日でございます。外1件ございました。 転用面積は田992㎡、畑386㎡、合計1,378㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の14ページをお開き願います。 －報告第4号を朗読、専決事項を説明－

事務局 (草野係長)	詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の30ページをお開き願います。 農地法第5条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は泉、登記地目は畑、面積は368㎡、転用目的は賃貸住宅建築、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成31年1月9日、受理年月日は平成31年4月5日でございます。外21件ございました。 議案説明書35ページをお開き願います。 転用面積は田6,850㎡、畑3,430㎡、合計10,280㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の15ページをお開き願います。 ー報告第5号を朗読し、専決事項を説明ー 議案説明書の36ページ、37ページをお開き願います。 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、報告致します。 4月は1件の証明願があり、相続税の納税猶予についての案件でありました。合計面積は、田2,312㎡、畑417㎡、合計2,729㎡になります。審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 これをもちまして、本日の議事は全て終了致しました。 次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。
事務局 (野木係長)	1 【資料5】 農業者年金現況届の提出について ➡農業者年金現況届の提出について周知した。 2 【資料6】 令和2年度農業施策の要望事項に関する検討について

事務局 (野木係長)	➡要望事項の検討を依頼した。 3 チューブファイル（総会資料綴り込み用） ➡チューブファイルを配付した。
事務局 (金成主査)	4 【資料7】耕作放棄地対策等の取組みについて ➡耕作放棄地対策等の取組みについて周知した。 5 【資料8】農業利用意向調査の未回答者に対する農地利用最適化推進委員による戸別訪問の実施について ➡調査未回答者への戸別訪問について周知した。
事務局 (草野係長)	6 【資料9】令和元年田畑売買価格等に関する調査について ➡調査を依頼した。
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 只今の事務局説明を含め、その他、委員の皆様から何かございますか。 特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第13回総会を閉会致します。